

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

令和05年12月26日

計画の名称	茅ヶ崎市みどりの保全等事業（第二期）													
計画の期間	令和06年度 ～ 令和10年度（5年間）											重点配分対象の該当	○	
交付対象	茅ヶ崎市													
計画の目標	「みどり」は、様々な生きものの生息・生育環境として豊かな生態系を形成しているほか、環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能、景観形成機能等の多様な機能を有しています。 茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略では、「人と生きものが共生するみどりのネットワーク」を将来像とし、私たちの生活と生物多様性を支えるみどりを次世代へ引き継ぐため、みどりの保全・創出を取り組むとしています。 基本方針の一つである「生きものが生息・生育するみどりの確保」という観点のもと、特別緑地保全地区内における行為の不許可処分に伴う買入れや整備等、必要に応じ緑地の保全を行います。 【緑地の機能維持増進事業の概要について】１．緑地の現状と事業実施後の状態：当該地は過度に成長した樹木の繁茂による林床環境の悪化や危険木の増加による林内の安全性の低下が見られる。 事業の実施後は、里山林として樹林環境の改善が図られる。２．整備内容について：過度に成長した樹木等の伐採を行う。３．伐採した樹木の活用方針（温室効果ガス吸収源関係）：伐採した樹木は、焼却などはせず玉切りにし、現地に集積する。 ４．目標とする植生（生物多様性関係）：林床の改善により、落葉樹や常緑樹、多様な草本類が生育する環境としたい。													
全体事業費（百万円）	合計（A＋B＋C＋D）		77	A	77	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / （A＋B＋C＋D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		R6当初	R8末	R10末
1	特別緑地保全地区において、当該緑地の保全上必要がある場合には土地の買入れを行い、市有緑地面積を5%増加させる。			
	市有緑地面積 / 特別緑地保全地区面積	21%	%	27%
2	清水谷特別緑地保全地区内に設置している管理・散策用園路である木道（49.4m）の改修を行う。			
	改修できた木道の範囲 / 改修しなければならない木道の範囲	0%	%	100%
3	清水谷特別緑地保全地区内における過度に成長した樹木の伐採による環境改善。			
	指標等となる種の確認状況（０種→２種）	0種	種	2種

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供
特別緑地保全地区指定面積7.8ha														

A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
都市公園・緑地等事業	A12-001	公園	一般	茅ヶ崎市	直接	茅ヶ崎市	-	-	茅ヶ崎市緑地保全等事業 （赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区）	土地の買入れ（0.25ha、3筆）	茅ヶ崎市		■	■	■	■	31		-	
	A12-002	公園	一般	茅ヶ崎市	直接	茅ヶ崎市	-	-	茅ヶ崎市緑地保全等事業 （清水谷特別緑地保全地区）	土地の買入れ（0.30ha、2筆）、木製散策路の改修（49.4m）、伐採等保全業務（79本）	茅ヶ崎市	■	■	■	■	■	46		-	
											小計							77		
											合計							77		